

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について

1 趣旨

東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等から、通常時の貯蔵や取扱いができず、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた車両への給油・注油等危険物施設での臨時的な危険物の取扱い及び避難所等の危険物施設ではない場所での一時的な危険物の貯蔵など、平常とは異なる対応が必要になり、消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われた。

このような状況下での安全を確保するため、総務省消防庁において「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保に係る検討会（平成 24 年度消防庁開催）」で検討が行われ、その結果を踏まえた「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号消防庁国民保護・防災部防災課長、危険物保安室長通知）」で示された。

本市においても、震災その他大規模な災害等によって製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、危険物について通常の貯蔵又は取扱いが著しく困難となる恐れがあることから、ガイドラインの留意事項等を踏まえ、震災時等における消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）及び危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの安全対策に係る指導等並びに震災時等に安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵等の承認が行えるよう、仮貯蔵等の承認申請に係る手続等の留意事項及び運用について定める。

2 震災時等における臨時的な危険物の仮貯蔵等

(1) 事前の危険物の仮貯蔵等の実施計画

ア 震災時等に危険物の仮貯蔵等の申請が想定される電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁、その他事業者（以下「事前承認事業者」という。）は、別記様式「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書」（以下「事前計画書」という。）により事前に想定される危険物の仮貯蔵等に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画を作成し、消防署に提出するよう指導すること。

イ 震災時に想定される危険物の仮貯蔵等の形態の例は、次のとおり。

- (ア) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
- (イ) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り
- (ウ) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

ウ 予防規程を定める危険物施設に係る事前承認事業者にあつては、当該予防規程に事前計画書の内容について反映させ、予防規程の変更承認を受けるよう指導すること。

エ 消防署は、事前承認事業者より提出された事前計画書を別表「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書一覧表」により管理すること。

(2) 震災時等における仮貯蔵等の手続き

震災時等において、平常時の仮貯蔵等の手続きをするいとまがない場合の手続きは次のよること。

ア 電話等による承認

発災直後等により、応急に災害対応や公共の安全上特に必要があると認められるもので、かつ、次に掲げるものについては電話等口頭で承認することができる。

(ア) 前記(1)の事前計画書が提出されているもの

(イ) 聞き取り等により、安全対策が図られていると認められるもの

イ 通信手段等の確保が困難な場合

通信手段や交通手段の確保が難しく、やむを得ず消防機関への危険物の仮貯蔵等の承認申請手続きが遅れる場合であり、実態として緊急避難的な危険物の貯蔵・取扱いが行われている場合は、覚知後、速やかに安全確認を行い、必要に応じて的確な防火指導を行うとともに、安全が確保されると認められる場合にあつては危険物の仮貯蔵等の承認を行うこと。

ウ 繰り返し承認

震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電により非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが必要となる場合がある。このような状況においては、危険物の仮貯蔵等の承認を繰り返すことにより対応することが考えられるが、その場合の繰り返し承認は次によること。

(ア) 1回の承認の期間は平常時同様、10日以内であること

(イ) 繰り返し承認は無制限ではなく、必要な場合に限られること

(3) 現地確認

上記(2)により承認した場合は安全確保のため、事後的であっても機会を捉えて現場確認を行うこと。また、その場合には安全対策を徹底させること。

(4) 事後手続き

前期(2)により承認した場合であっても、後日、消防署に仮貯蔵等の承認手続きを遡って行う必要があること。

ア 繰り返し承認であっても、申請は1回で足りるものであること。その場合の承認期間は始期から最終の終期までの期間を記載すること。

イ 震災時等に起因し、災害対応又は社会公共の安全のために行う仮貯蔵等の承認に係る手数料については五泉市手数料条例第6条の規定により免除する。

(5) 安全対策及び仮貯蔵等のレイアウト

事前計画書に添付する「安全対策事前計画書」及び「仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト」については、別紙1「震災時等における仮貯蔵等の安全対策」及び別紙2「安全対策事前計画書(例)」を参考に震災時等の安全対策を事前に計画するよう指導すること。

3 危険物施設での震災時等における臨時的な危険物の仮貯蔵等

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱い及び利用方法が全く異なる設備等の利用等の場合

(1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請等が必要な場合

前記2(1)及び(2)により指導及び仮貯蔵等の申請手続きを処理すること。

(2) 位置、構造及び設備の変更を伴う場合

変更許可申請又は資料提出書の届出により、資料を提出させること。

(3) 危険物施設で仮貯蔵等の申請が必要な例は、次のとおり。

ア 地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り及びドラム缶等による貯蔵等

イ 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

4 震災時等で設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等

給油取扱所等における非常用発電機及び緊急用手動ポンプの使用については、「危険物の取扱い行為が安全であること」、「設置場所・使用設備・機器が安全であること」、「緊急時以外の使用はしないこと。(ただし点検時は除く。)」が担保されれば設置使用できるものとするほか、次により指導すること。

(1) 許可内容への内包

事前に変更許可申請又は資料提出書の届出による資料の提出により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容に内包するよう指導すること。

(2) 予防規定への記載等

予防規定を定めなければならない危険物施設については、業務継続の観点から、発災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、維持管理、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規定及びこれに基づくマニュアル等に規定するとともに、予防規定の変更承認を受けるよう指導すること。

別記様式

年 月 日			
五泉市消防長			
震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書			
届 出 者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
仮貯蔵・仮取扱いの別		<input type="checkbox"/> 仮貯蔵	<input type="checkbox"/> 仮取扱い
仮貯蔵・仮取扱いの場所			
仮貯蔵・仮取扱いをする 危険物の類、品名、数量		指定数量 の倍数	倍
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 安全対策事前計画書 <input type="checkbox"/> 仮貯蔵・仮取扱いレイアウト	
そ の 他			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

※欄には記入しないでください。

別 表

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書一覧表（ ）

整理 番号	実施計画書 提出年月日	提出者住所・氏名 (電話番号等) 仮貯蔵等実施予定場所	電話等 申 請	口 頭 承 認	現場調 査実施	申請書 受 理	承認済 証交付
1	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
2	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
3	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
4	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
5	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
6	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
7	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
8	年 月 日		有・無 /	有・ /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
9	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
10	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書一覧表（ ）

整理 番号	実施計画書 提出年月日	提出者住所・氏名（電話番号等） 仮貯蔵等実施予定場所	電話等 申請	口 頭 承認	現場調 査実施	申請書 受理	承認済 証交付
11	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
12	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
13	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
14	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
15	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
16	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
17	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
18	年 月 日		有・無 /	有・ /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
19	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		
20	年 月 日		有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /	有・無 /
			/	/	/		

●震災時等における仮貯蔵等の安全対策

1 共通対策

(1) 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）

ア 危険物を取扱う場合は、可能な限り屋外で行う。

イ 屋内で危険物を取扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意する。

(2) 保有空地の確保

ア 危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により保有空地を確保する。

イ 上記アにかかわらず危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。

ウ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保する。

(3) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を掲出して関係者に注意喚起を行う。

(4) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を準備する。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止する。

(6) 静電気対策

ア ガソリン等の第4類第1石油類を取扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を除去する。

イ 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること。）を確保する。

ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しない（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避ける）。

エ 危険物を取扱う作業者は静電安全靴の着用等静電対策を行うとともに、作業服を着脱した後は必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくする。

オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意する。

カ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよく接触する状況を避ける。又、充填後はしばらく静置する。

キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行う。

(7) 消火設備の設置

取扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意する。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立ち入りを厳に禁ずる。

(9) 危険物取扱者の立会い等

ア 危険物取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか、立ち会う。

イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行う。

(10) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について予め定めておく。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(1)から(10)で示した安全対策を講ずる上で必要となる資器材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等について予め定めておく。

2 危険物の取扱い形態別の対策

1に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態別の対策は次による。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

ア 屋内においてドラム缶等により燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保する。又、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む。

イ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行う。やむを得ず屋内で行う場合は、壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行う。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底する。

ウ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくする。

エ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、更に給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまいう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行う。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置する必要がある。又、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避ける。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロ（危険物の規制に関する規則第40条の5及び第40条の5の2）で認められている取扱い（①緊結して注入する場合、②先端に手動開閉装置を設けた注入ノズルにより、引火点40度以上の危険物を指定数量未満、貯蔵又は取扱うタンクに注入する場合、③先端に手動開閉装置を設けた注入ノズルにより、引火点40度以上の危険物を指定数量未満、容器に詰め替える場合）を除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意する。

ア 危険物を取扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係のない者の立ち入りを厳に禁ずる。

イ 吸着マット等危険物の流失時の応急資器材を準備しておく。

ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結する。ただし、注入される側のタンク容量1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。

エ ホース等に残った危険物は適切に処理する。

オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油する。

カ 船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合も上記オに準ずるが、船を確実に繋留するとともに津波警報発令時の対応についても予め決めておく。

キ 震災時等で、広範囲にわたって給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要性に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く

広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある。）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要なことから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要である。

(ア) 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の発生危険性

（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満了時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。）

(イ) 流出事故が発生した場合の火災発生危険性

（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）

(ウ) 火災が発生した場合の人的被害発生危険性

（給油取扱所では給油に関係のない者の立ち入りが管理されているが、震災時等においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）

(エ) 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性

（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられているが、震災時においては、周囲建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）

● 安全対策事前計画書（例）

○ ドラム缶等による燃料の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動でポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

五泉市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 360 m²（15 m × 24 m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第1石油類（ガソリン） 3,000リットル

6 指定数量の倍数

1.5倍

7 貯蔵及び取扱い方法

- (1) 200リットルの金属製容器（ドラム缶）で貯蔵する。
- (2) 保有空地を6m確保する。
- (3) 貯蔵場所と詰め替え場所に6mの離隔をとる。
- (4) 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵所に設置する。又、取扱い場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第五種消火設備10型粉末消火器3本を設置する。
- (6) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取扱う者は、静電安全靴を着用する。

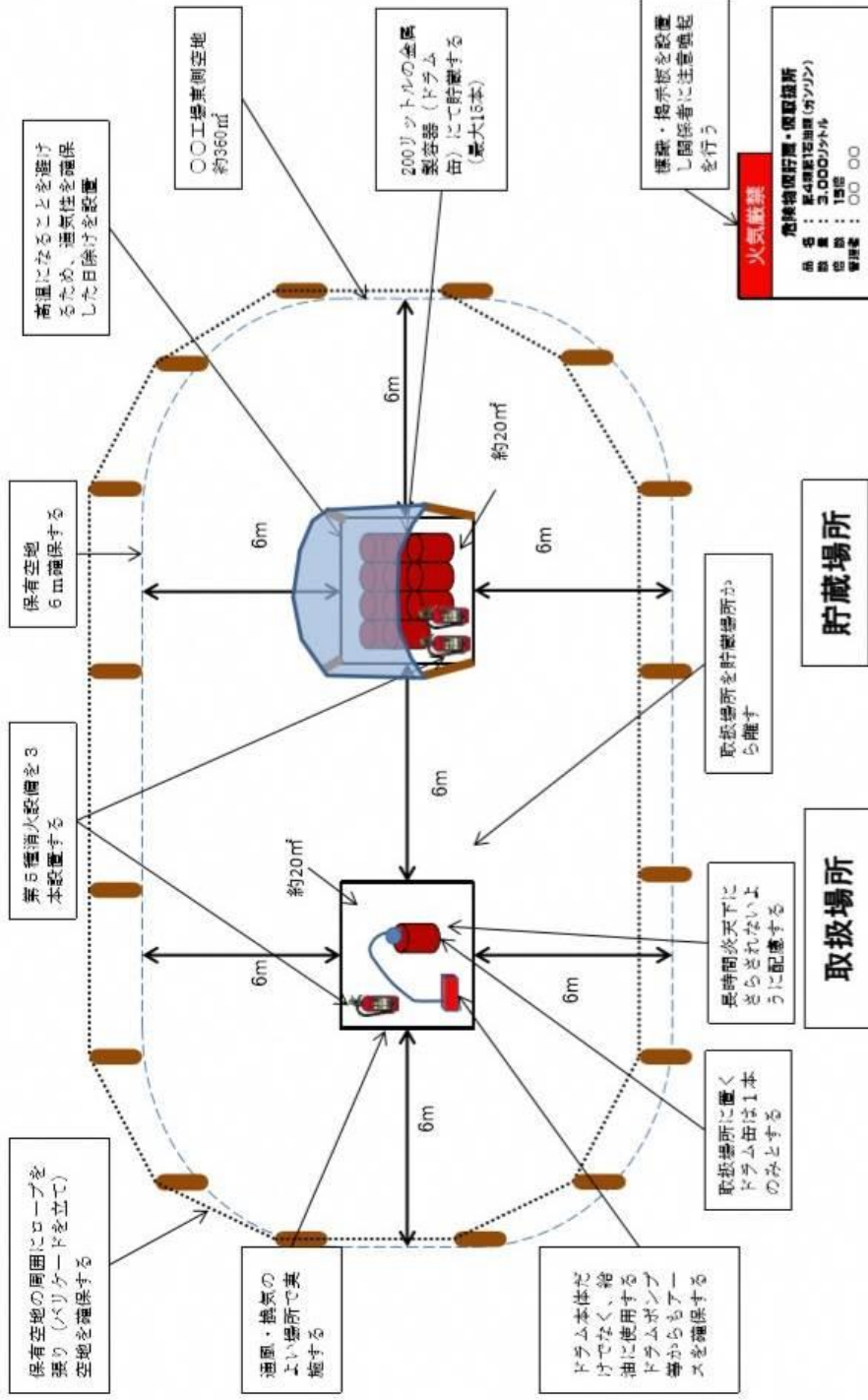
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外では行わない。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い)



○ 危険物を収納する設備等から危険物を抜き取る仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等によって被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

五泉市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場北側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約120㎡（12m×10m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第3石油類（絶縁油）10,000リットル

6 指定数量の倍数

5倍

7 貯蔵及び取扱い方法

(1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内部に再度注油する。

(2) 保有空地3mを確保する。

(3) 第五種消火設備10型粉末消火器3本を設置する。

(4) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

(1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。

(2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として、オイルパンを設置する。

(3) 1カ所の取扱い場所で同時に複数の設備から抜き出しは行わない。

(4) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

(1) 保有空地の周囲にバリケードを立て空地を確保する。

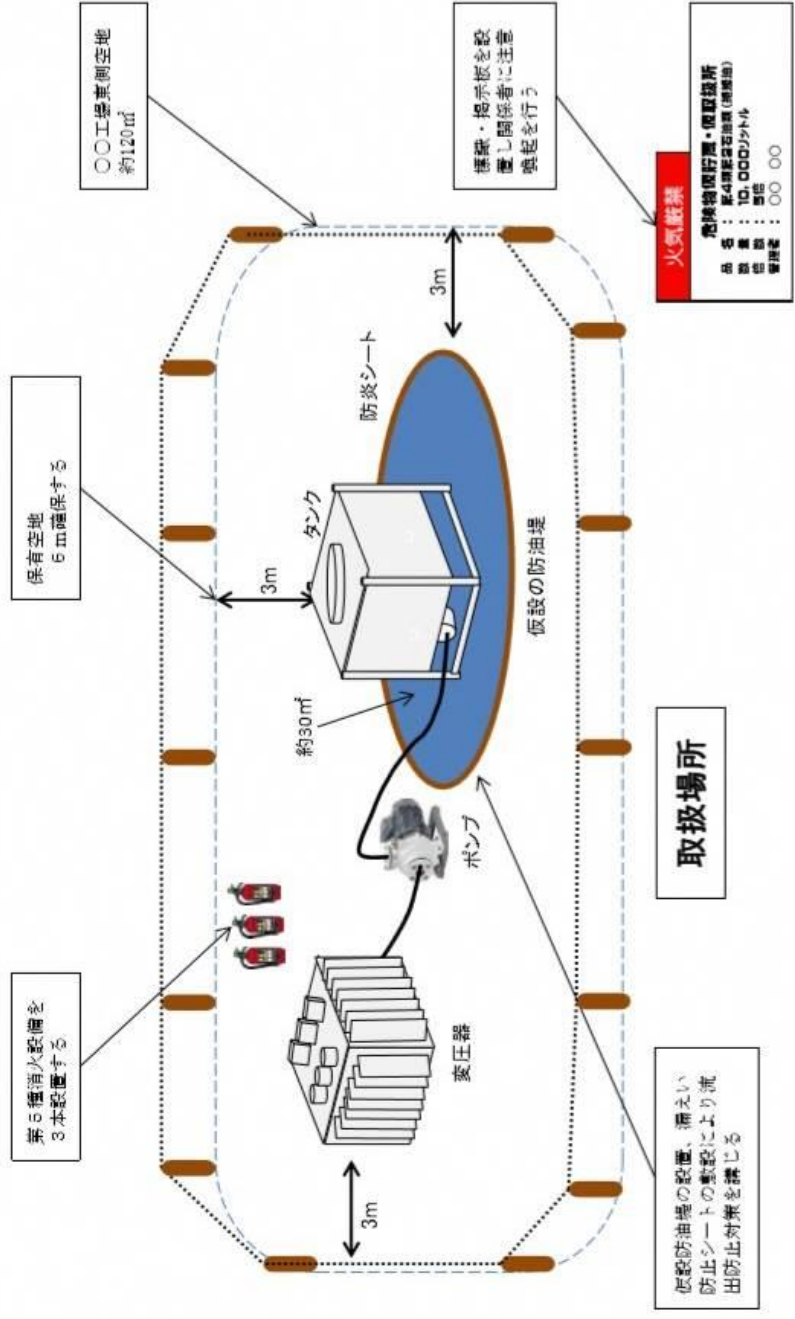
(2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

(3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜き出し等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（危険物等から危険物の抜き取りの安全対策の例）



○ 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

五泉市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場東側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2, 0 0 0 m²

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第2石油類（軽油）1日最大20, 000リットル

6 指定数量の倍数

20倍

7 貯蔵及び取扱い方法

- (1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰め替えを行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）。
- (2) 保有空地6m確保する。
- (3) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
- (4) 第五種消火設備10型粉末消火器3本設置する。
- (5) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム缶本体のアースを確保する。
- (2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。
- (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別場所で行う。

